

平成14年12月25日
監 査 事 務 局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7011

交通局職員が職務専念義務違反行為を行ったにもかかわらず減額せず給与を支給したことを違法・不当としてその返還を求める住民監査請求監査結果

東京都監査委員	野 田 和 男
同	桜 井 良之助
同	横 山 樹
同	藤 原 房 子

第 1 請求の受付

1 請求人

世田谷区	後 藤 雄 一
杉並区	前 川 タケシ

2 請求書の提出

平成14年11月6日

3 請求の内容

(1) 主張事実

本件職員は、平成14年3月18日及び同年4月17日早朝、都営大江戸線若松河田駅において、回収・保管されていたパスネット等のカードに残金があることを奇貨として、残金のあるパスネット等のカードを選別し、同カードを利用して、乗車券を購入したうえで、廃札処理・現金化した。

ア 平成14年3月18日の違法行為に関わる事実

- (ア) 自販機前の箱に入れられたパスネット等のカードから、残額が残っているカードの選別行為に費やされた勤務時間
- (イ) 交通局駅備付け釣り銭より、金員を持ち出し、11枚の乗車券を購入した行為に費やされた勤務時間
- (ウ) 上記購入した乗車券を廃札し、現金に替えた行為に費やされた時間

イ 平成14年4月17日の違法行為に関わる事実

(ア) 自販機前の箱に入れられたパスネット等のカードから、残額が残っているカードの選別行為に費やされた勤務時間

(イ) 交通局駅備付け釣り銭より、金員を持ち出し、11枚の乗車券を購入した行為に費やされた勤務時間

(ウ) 上記購入した乗車券を廃札し、現金に替えた行為に費やされた時間

ウ 「本件職員」として、監査請求したところであるが、「本件職員」では特定出来ないとして却下されたので、本件職員を「X職員」と特定する。

(2) 措置要求

以上のような「違法な職務専念義務違反」があったといえるので、以上の時間の合計に相当する給料が都に与えた損害なので、本人若しくは本件財務会計職員の負担で返還させるよう求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求にかかる交通局若松河田駅職員（以下「本件職員」という。）に対する平成14年3月分以降の給与の支給について、同年3月18日及び4月17日に本件職員が職務専念義務違反行為を行ったと請求人が主張する行為に要した時間相当分の給与を減額しないで支給したことが違法・不当か否かを監査対象とした。

2 監査対象局

交通局を監査対象とした。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申し出があったため、実施しなかった。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

また、平成14年11月22日に交通局の陳述の聴取を行った際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に立ち合わせる機会を設けたが、請求人は立ち会わなかった。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認、局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 駅務職員の勤務形態と職務

都営大江戸線若松河田駅（以下「本件駅」という。）には監査日現在、駅務助役2名と鉄道営業員6名が配置されており、本件職員は鉄道営業員の一人である。

勤務形態は、原則として午前9時から翌日の午前9時まで（休憩時間8時間を含む）の交代勤務制であり、本件駅においては、通常は駅務助役1名、鉄道営業員2ないし3名が勤務している。

職務内容は、駅務助役は駅務区長の指揮を受け、鉄道営業員を指揮する駅の責任者である。また、鉄道営業員は乗車券類の発売、集改札、乗り越し運賃の精算、旅客の整理及び案内、ホーム監視、券売機等駅務機器の取扱いなどを行っている。

(2) 交通局職員の給与の支給について

ア 交通局職員に対する給与の支給は、「東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年東京都条例第19号）」及び「東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和33年交通局規程第14号）」（以下「給料規程」という。）に基づき行われている。

イ 職員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料等の合計額を減額して給与を支給することとされている。ただし、勤務しないことについての承認を受けた場合で、給与の減額の免除基準表に該当するときは、この限りでない（給料規程第10条第1項）。

ウ 給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間のものを、その給与期間又は次の給与期間の給料支給の際、行うこととされている（給料規程第10条第2項）が、やむを得ない理由によりこれらの期間において給与の減額をすることができない場合には、その後の給与期間における給料支給の際、減額を行うことができるとされている（給料規程第10条第3項）。

(3) 本件職員に対する給与の支給について

平成14年3月分以降、監査日現在まで、本件職員に対して給与が減額して支給された事実はない。

2 交通局の説明

交通局では、事実関係を明らかにするため、本件職員及び関係職員の事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

これらの結果を踏まえ、交通局の見解は以下のとおりである。

(1) 事実確認について

本件請求について、本件職員が、「平成14年3月18日及び同年4月17日早朝、本件駅において、回収・保管されていたパスネット等のカードから選別された残額があるパスネットカードを利用して乗車券を購入し、廃札処理して現金化したこと」（以下「本件行為」という。）については事実である。

事実は更に、その現金化したお金で、請求人が事実証明書で写しとして添付した2枚のパスネットカード（以下「本件カード」という。）を購入したもので、その目的は定期券や金銭を忘れたお客様に便宜を図るためである。

(2) 回収した使用済みパスネット等のカードの取扱いについて

乗車後使用済みとなり、回収した乗車券類は、各駅で回収処理業者に引き渡し廃棄処理することとしている。

回収した使用済みパスネット等のカードについても、同様に廃棄処理を行うものである。

(3) 定期券や金銭を忘れたお客様への対応と職務専念義務との関連について

都営地下鉄に乗車するには乗車券を所持していることが必要であることから、定期券や金銭を忘れたお客様への対応については、乗車をお断りするのが原則

である。しかし、現実のお客様対応の場面においては、お客様サービスの観点から原則どおりの対応が困難な場合もあり、実際的な現場での運用方法として、従来各駅では、駅の責任者である助役の私金で乗車券を購入し貸与する等の方法で対応していた。

今回の本件駅においても、このようなお客様対応の方法として、平成14年3月18日及び4月17日に、回収・保管されていたパスネット等のカードから選別された残額があるパスネットカードを利用して乗車券を購入し、購入した乗車券を廃札処理して現金化し、更に、その現金でお客様への便宜を図るため本件カードをそれぞれ1枚(1,000円)ずつ購入している。

現実に本件カードは2回使用され、そのいずれもお客様対応のために使用されていることをカードの印字並びに本件駅の駅務助役及び鉄道営業員の事情聴取により確認している。

したがって、本件行為は、本来の回収カードの処理方法としては不適切であるが、「お客様本位のサービスの創造」を経営理念としている交通局において、定期券や金銭を忘れたお客様に対する原則的な対応が困難な場合の対応方法が定まっていなかったなかで、現場における実際的な対応のために行われたもので、職務の一環であると認められることから、職務専念義務違反には当たらないと判断したものであり、給与減額の問題も生じていないと考えている。

(4) 改善措置について

平成14年6月9日付14交電車第244号「現金を所持しない旅客に対する便宜供与について」により同月10日以降は、定期券や金銭を忘れたお客様に対しては、住所氏名等を確認のうえ、特別補充券を発行することとした。

なお、本件行為は、お客様の便宜を図る目的で始めた取扱いであるが、本来の回収カードの処理方法に反し、お客様や都民から誤解を招く行為であることから、適切さを欠いており、本件職員及び関係職員に対し、文書注意等を行った。

3 判断

以上のような事実関係の確認及び交通局の説明に基づき、本件請求について、次のように判断する。

本件請求において、請求人は、本件職員に対する平成14年3月分以降の給与の

支給について、同年3月18日及び4月17日に本件職員が職務専念義務違反行為を行ったにもかかわらず当該時間相当分の給与を減額しないで支給したことを違法・不当であると主張していると解されるので、以下このことについて判断する。

(1) 本件職員が行ったとされる行為について

交通局の説明及び関係資料の調査から以下の事実を確認した。

ア 本件職員は、平成14年3月17日午前9時から翌18日の午前9時まで、及び同年4月16日午前9時から翌17日の午前9時まで、勤務しており、3月18日及び4月17日の午前4時30分から午前7時までは、乗車券類の発売・集改札等を行う勤務に従事していたこと。

イ 本件駅において廃札処理された乗車券の写しによると、平成14年3月18日午前4時58分から5時3分にかけて11枚の乗車券が販売され、また、同年4月17日午前4時59分から5時3分にかけて11枚の乗車券が販売されていること。

ウ 交通局が実施した事情聴取において、本件職員は、平成14年3月18日及び同年4月17日の午前5時頃、本件行為を行ったと説明していること。

以上のことから、本件行為は、本件職員により勤務時間中に行われたことが認められる。

(2) 本件職員が行った行為の目的について

交通局が実施した事情聴取において、本件職員が定期券や金銭を忘れた乗客に便宜を図るために本件カードを購入したと説明していることについて、関係資料に基づき判断する。

ア 本件カードは、表面の印字から平成14年3月18日及び4月17日に本件駅で販売されたことが認められること。

イ 交通局が実施した事情聴取によると、本件職員以外の本件駅鉄道営業員のうちの一人は、平成14年3月30日に酔客が終車間際に他駅で購入した170円の乗車券を払い戻すよう申し出た際に、発売駅でないと払い戻しが出来ないが、トラブル回避のため本件カードを使用して払い戻しを行ったと説明していること。

ウ 本件カード裏面の印字から3月30日に本件駅において170円分を自動改

札機で引き落とし、その後同額は払い戻されたことが認められ、本件駅の3月30日早朝分が記載されている窓口引継簿の「払戻」欄に、午前0時台に「カード払戻¥170」と記載されていること。

エ 交通局が実施した事情聴取によると、本件駅駅務助役のうちの一人は、平成14年4月24日に、40円の残額のあるカードしか持っていない小学生に不足分50円を貸与するために本件カードを使用したと説明していること。

オ 本件カード裏面の印字から4月24日に本件駅において50円分を券売機で引き落とされたことが認められること。

カ 本件カードのうち3月18日販売分のカードについては、カード裏面の印字から2回の使用が認められ、3月30日及び4月24日の印字があること、4月17日販売分については、1回も使用されていないことが認められること。

キ 新たに導入された特別補充券の発行実績は、都営地下鉄駅全体で、監査日現在までに10件あること。

以上のことから本件行為により入手した金銭で購入された本件カードは、定期券や金銭を忘れた乗客対応のために使用されたものとする交通局の説明には合理性が認められることから、本件行為は、乗客サービスを目的として行われたものと推認できる。

回収した使用済みパスネットカードについては、廃棄処理することとされているにもかかわらず、本件職員が、本件行為を行ったことは適切を欠くと言わざるを得ない。

しかし、本件行為は、定期券や金銭を忘れた乗客に対する原則的な対応が困難な場合の対応を局が定めていないなかで、現場における実際的な対応のために行ったものであり、職務専念義務違反には当たらず、給与減額の問題も生じていない、とする交通局の説明は相当であると認められる。

よって、本件職員に対する平成14年3月分以降の給与の支給について、同年3月18日及び4月17日に本件職員が職務専念義務違反行為を行ったにもかかわらず当該時間相当分の給与を減額しないで支給したことを違法・不当であるとする請求人の主張には理由がないものと認める。

資料（東京都職員措置請求書）

監査請求書

本件職員及び本件財務会計職員に関する措置請求書

本件職員は、平成14年3月18日及び同年4月17日早朝、都営大江戸線若松河田駅において、回収・保管されていたパスネット等のカードに残金があることを奇貨として、残金のあるパスネット等のカードを選別し、同カードを利用して、乗車券を購入したうえで、廃札処理・現金化した。

そこで、以上のような「違法な職務専念義務違反」があったといえるので、以下の時間の合計を都に与えた損害を本人もしくは、本件財務会計職員の負担で返還させるよう求める。

平成14年3月18日の違法行為に関わる事実

- 1．自販機前の箱にいれられたパスネット等のカードから、残額が残っているカードの選別行為に費やされた勤務時間。
- 2．交通局駅備え付け釣銭より、金員を持ちだし、11枚の乗車券を購入した行為に費やされた勤務時間。
- 3．上記購入した乗車券を廃札し、現金に替えた行為に費やされた時間。

平成14年4月17日の違法行為に関わる事実

- 1．自販機前の箱にいれられたパスネット等のカードから、残額が残っているカードの選別行為に費やされた勤務時間。
- 2．交通局駅備え付け釣銭より、金員を持ちだし、11枚の乗車券を購入した行為に費やされた勤務時間。
- 3．上記購入した乗車券を廃札し、現金に替えた行為に費やされた時間。

本件職員として、監査請求されたところであるが、本件職員では特定出来ないとして却下されたので、本件職員を「X職員」と特定する。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

（以上、特定の職員個人名を除き、原文のまま掲載）

事実証明書

- ア 若松河田駅の平成14年3月18日及び同年4月17日早朝分が記載されている窓口引継簿の写し
- イ 廃札した平成14年3月18日付け及び同年4月17日付け乗車券の写し
- ウ 平成14年3月18日及び同年4月17日に販売されたパスネットの写し